

学校開放と地域の結びつき

① 地域社会と学校の役割

北見孝志〈教育委員会事務局社会教育部体育課長〉

一——地域社会と学校の「なじみ」の変遷と現状

一八七二年に学制が發布され、公教育制度が開始されたが、初期の学校においては江戸、封建社会における考え方、即ち、おのおの身分に応じた形で教育機関が整えられ、身分に応じた教育が行われて後継者が養成されていけばよいという考え方が払拭できず、学校教育に対する考え方は勿論のこと、学校と地域社会との「なじみ」など全く存在していなかったと考えることができよう。

今日における学校と地域社会の「結び

つき」、「なじみ」の契機となったのは、世相の相違はあれ、明治四十四年学校などにおける通俗教育の実施に関する要望

「通俗教育調査委員会ノ議決事項施設方」が、文部次官から帝国大学総長、直轄学校長等に出され、引続き同様の趣旨のことが、府県段階においても管下の公立学校に対し指示されたことに端を発しているものと考えられる。この通達の中に、

①各帝国大学及直轄諸学校ニ於テハ成ルヘク多クノ機会ヲ利用シテ通俗講演会ヲ開催シ広く一般公衆ヲシテ最モ簡易ナル方法ニ依リ之ヲ聴講セシ

メラレタキコト

②各学校ノ校舎、運動場、図書、器具、器械、標本及其ノ他ノ設備中通俗教育ニ資スヘキモノハ学校教育上妨ナキ限り成ルヘク一般公衆ヲシテ之ヲ利用スルヲ得シメラレタキコト等々である。

なお、これより以前においても、地方における社会教育の実践場面では、小学校が拠点となり、教員が社会教育の担当者として、活動が展開されていたものであるが、何にしてもこの通達により、学校を社会教育の場として使用していく態勢が確立され、「なじみ」のきっかけ

一——地域社会と学校の「なじみ」の変遷と現状

二——学校開放の考え方・経過

三——利用の現状と問題点

四——学校開放のコミュニティ施設としての位置づけ

五——学校開放を推進していくための課題

が生じたといえよう。また、この頃から大正中期にかけ、文部省だけでなく内務省も、町村の学校を通じ地方改良をすすめ、町村自治体を包含した学校中心の住民教育の展開が考えられており、小学校及びその教員が社会教育の実践場面で一定の役割を果たしていったことが、「なじみ」を深めていくことに連なっている。また明治末期ごろから発達をみせた実業補習学校が、大正末期の青年訓練所を媒介にし、昭和十年には青年学校へと発展し、勤労青年と学校との結びつきを深めていった。文化的施設に乏しかったこの時期においては、学校が文化的・教

育的行事の中心になったことは当然のことと言えよう。

第二次世界大戦期に入ると、軍事力、労働力強化のため、「錬成」という精神修養や体力の鍛練が重視され、教育に対する軍部の全面介入という形がみられるようになる。国民総動員の考えの上から立って、学校と地域社会の「なじみ」が文化や教育という媒体から離れ、軍事力強化のための国民教育の場としての結びつきを強める傾向に変化していった。

世相の流れに対応しながら種々の形での「なじみ」が生まれ、またそれが変容していくという経過をたどりながら、戦後をむかえることになるが、これまでどちらかという時局の流れに沿った、政府・行政側の主導による学校と地域社会の結びつきであったと言えよう。

戦後に入り、学校と地域社会の「なじみ」を今日のように深めていった要因はPTAの誕生と社会教育の発展に負うところが大きいものといえよう。

まずPTAとの係わりであるが、PTA活動の一環として、相互の親睦・教養を高める活動などのために、学校という場の活用が活発化される過程において、あるいは授業参観や父母懇談会などの場を通じ、教育に対する理解を深めると共に、学校に対しての安直な考え方、良い意味での親近感が増し、学校に対する

「なじみ」を深めていくこととなる。反面、児童・生徒を媒体として、「なじみ」を深めていくことにより、学校教育に依存しすぎる傾向や、学校に対しての利己的主張も生じるようになったことは否めない事実である。

社会教育の発展による「なじみ」の深化については、学校開放の経過で明らかにされてくるが、社会教育施設の不備を補なう形で学校が利用されてきたことにより、単に学校に在籍する児童・生徒の父母との「なじみ」から、地域社会との結びつき・「なじみ」として拡大されてくるようになってきたわけである。

二 学校開放の考え方・経過

学校開放の始まりは、一八六〇年代において、イギリスにおける大学拡張運動に端を発し、これがアメリカに移り、普及していくとともに、ドイツにも伝わり「教育の機会均等の精神」に基づいて、大衆に学校施設を開放する方向に沿って拡大されていった。しかし、わが国においては、地域住民の必要に応じて発足していったものではなく、行政的に社会的教化事業として促進され、戦後においては、社会教育施設の不備を補ない、学校施設をできるだけ効率的に活用していくため、「学校教育上支障のない限り」社

会教育のための利用に供するよう、法的に定め今日に至っている。

本市においては、全国各都市にきぎがけ、昭和三十四年子供遊び場の確保という立場から、当初一五校（校庭のみ）をもとに発足し、その後校庭のみでなく体育館も開放する推進校、体育館を夜間も開放する特別推進校、さらにはプール開放校と開放の内容も多面にわたり、今日においては、小・中学校のほとんどにおいて開放が行われている。本年度は、校庭・体育館等を年間二〇〇日開放する二〇〇日開放校（旧特別推進校）を一四校、一五〇日開放する一五〇日開放校（旧推進校）を二三八校、校庭を五〇日開放する校庭開放校（旧一般校）を八七校、プール開放校を二四校指定し、実施を予定している。

将来的には、全校一五〇日以上の開放を目標としているが、開放については前述したように「学校教育上支障のない限り」社会教育の場に供するということが前提であり、学校は学校教育の場としての機能を十分に果たしていくことが第一である。したがって、「公の施設」の概念から言えば、地域住民の利用に供することは当然であるが、わが国における学校施設利用は、社会教育施設の不足を考へてのひとつの方策でもあり、社会教育を更に発展させていくためにとられてい

る措置であることを理解し、児童・生徒の学習にマイナスの影響をもたらしたり、学校当局に負担をかけぬよう考えていくことが大切である。

三 利用の現状と問題点

利用頻度は年々増加し、昨年度一校当り一五、〇〇〇人前後の利用があり、本年度一〇〇日開放校（旧推進校）を一五〇日開放校とした根拠は、各校の利用実績から割出したものである。利用頻度から考えると、学校開放事業も定着してきたかのようにも思えるが、その活動実態は、必ずしも満足でき得る状態にまで普遍化されてはいない。先に社会教育発展のためということを述べたが、利用種目からみると、体育・スポーツ活動が中心となっており、文化活動における利用があまりみられないということがあげられる。地域スポーツ・社会体育の発展からみれば喜ばしいことであるが、学校開放の意図するものを考えたとき、文化活動にも大いに利用されていくことが望ましい。なお、スポーツ活動のための利用が多いのではあるが、利用団体及び活動種目にかたよりが見られることは、今後の問題として一考を要するものがある。さてこれまで利用の現状から考えられることをあげたわけであるが、ここで開放を实

施していく上での問題点をあげてみたい。なお、この問題は本年二月の学校施設利用促進事業調査委員会の提言により、学校開放の在り方を改善し、それを実施していく上で、当面存在するものであることを付記しておく。

①—管理責任について

学校開放上の管理責任については、専任的管理指導員の配置と施設・設備の瑕疵についてのみ明らかにされているが、開放時間帯、開放場所における管理責任の所在についても、明らかにしておく必要がある。

②—施設について

学校は今日に至る間、学校教育そのものだけを考えての構造がなされており、学校教育・社会教育どちらの面からも使用し得るようにつくられていない。したがって、管理指導員が配置されたとしても、各所を多様に使用することになれば、その管理方法も一考を要する問題である。

③—管理指導員について

将来的には、スポーツ活動その他に対し、指導・助言を行える管理指導員が望ましいとされているが、現実的な問題として、早急にこのような資質を備えた者が選出されることが可能かどうかとなると、疑問も生じてくる。また、週三日間勤務し、事務的な職務まででき得る時間

的余裕をもった者となると、指導員確保までには、かなり時間を要することになり、と考えられる。

④—利用運営委員会について

学校施設の円滑な運営と効果的な利用を促進することを目的に、各開放校に設置されている利用運営委員会について、社会教育・社会体育の充実を指向して、その組織・構成・役割等を十分検討し、地域住民・利用者が自主運営できる組織とし、有機的運営を図る必要がある。

⑤—傷害防止について

スポーツによる事故は、細心の注意をしても起こり得ることである。したがって、利用者の心得としてスポーツに対する予備知識は勿論のこと、自分の健康や体力に対する十分な管理のもとに活動に参加することの意識や、スポーツ傷害保険への加入なども考えることが必要である。

⑥—児童・生徒の自由遊びについて

開放をすすめていくことにより、在籍する児童・生徒の自由遊びが阻害されることのないよう、十分留意することが必要である。

⑦—利用者のマナーについて

先に述べたように、翌日の授業に影響を及ぼさないようにすることは当然ではあるが、とくに学校という公共施設を利用する際のマナーについては、利用の前

提となる基本事項としての自覚が必要である。

以上、各開放校に共通する問題点をあげてみたが、まずこれらについて解決をしていくことが先決であると考えられる。

四—学校の開放コミュニティ施設としての位置づけ

「公施設」の共通観念から、他の公施設との有機的関連のもとでは、学校のコミュニティ施設としての位置づけは明確になるであろうが、現状では他の公施設

の不足する中で、社会教育発展のためとはいえず、単に学校だけをコミュニティ施設として位置づけていくには矛盾も生じてこよう。学校をコミュニティ施設として位置づけるならば、他の公施設との係わりの中で、学校での施設利用を考えていかなければならないことは当然のことといえよう。したがって、ここでは学校開放の必要性から焦点をあてていきたい。

①—社会体育との係わりから

大都市における過密化現象は、青少年の遊び場確保を困難にし、地域住民のスポーツに親しむ機会を著しく制約している。青少年がのびのびと身体活動に興

機会を増大させていくために、またゆとりある生活を営む上で、「生活の中にスポーツを」を考えたとき、学校の体育施設を提供することは意義深いものがあり、必要な措置でもあろう。

②—文化的諸活動との係わりから

体育的諸施設と同様、地区センター、公会堂をふくめ、文化的諸活動を営む施設・場所は本市のみならず、全国的にも充足されているとはいえない現状である。したがって、これについても学校施設を部分的に提供することにより、有効かつ効果的に諸活動は実践されていくものと考えられる。

以上のことから、現状ではコミュニティ施設の位置づけというより社会教育・社会体育を進展させていくために、それらの活動を行っていく上での「学校」との係わりを考えると妥当であろうと考えられる。

五—学校開放を推進していくための課題

先に述べたように、当面する諸問題を解決していくことが先決であるが、それを踏まえ、学校開放を推進していく上で、次のような構想と課題解決が必要であらう。

学校開放が単に学校開放制度という制

度的なもので終ることなく、また市内全小・中学校が学校開放を行い、それぞれの学校が地域住民に利用されていけばよいという考えだけでは止めたくない。本年度を起点とした横浜市新五カ年指標によって各区に地域体育館(地区センター)が設置されることが明らかにされたが、これと学校開放事業との係わり、あるいはそれぞれの地域に存在する公施設の利用を含め、たとえば「中学校区を単位としたエリア」の確立と、またこれにともなう組織づくりなども指向していく必要がある。具体的に「中学校区を単位としたエリア」は、かくあるべきだということについては、ここでは割愛するが、現在の各学校単位の開放のみを考えるので

はなく、さらに望ましい状態で社会教育・社会体育の発展を生涯教育という立場から考えるならば、当面する問題を解決するのみでなく、自主事業計画、プログラム提供、スポーツ並びに文化活動クラブの育成、指導者養成の問題等についても十分考えていくことが必要になる。そこで、望ましい姿を指向していくとき、どのような問題を解決していかねければならないかをスポーツ活動を例にとって述べてみたい(なお、文化活動に対する問題解決も同様に考えることが必要である)。以下、その項目について羅列的にあげていくが、これの具体的解決策は、今後の問題として研究を重ねていかなければならない。

② 現地にみる学校開放

小林伸男ヘルポ・ライター

一 はじめに

下校時間がきて生徒が帰る。クラブ活動も終わり、そのざわめきが消えて静か

になると、幼い子供を連れのお母さんが体育館に集まってくる。

「えい、それっ」
ママさんバレーの練習に熱が入る。家

① 指導者養成をはかること
活動を活発化するためのプランナー、インストラクター、グループリーダーの養成についての方策を考慮することが望まれる。

② 体育指導委員との係わりを考慮すること

体育指導委員が、スポーツ指導者として積極的に活動できるような施策が必要である。なお、青少年指導員についても同様の考えが必要である。

③ 指導員登録制度を考えること

各種の活動をすすめていく上で、つねに指導者が必要とする要請にこたえられるように、たとえば中学校区単位くらいの範囲で、登録制度を考えることも一つ

の方策である。

④ 自主事業とクラブ育成

地域スポーツを育てていくためには、クラブの育成をはかり、地域住民の条件等を考慮し、それぞれの地域の要請に応じた自主事業を考えていかなければならない。

⑤ 施設・設備の充実をはかること

学校教育・社会教育の場として共用できる部分を考えていくことも必要である。

その他、今後の問題として多くのことがあげられようが、学校開放を効果的にすすめていく上で、少なくともこれらについての施策が必要となると考えられる。

一 はじめに

二 現場での二つの対応

三 責任が問題にされる

四 提案する利用者

五 おわりに―学校開放の意義

た。

学校開放はママさんバレーだけではなく、身近に行えるスポーツや文化活動に、活動の場を提供するために行われて